

菊川市下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 下水道事業の健全な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、菊川市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 下水道事業の運営に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 下水道事業に関して優れた識見を有する者
- (2) 下水道使用者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る調査及び審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求め、意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公共下水道事業を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。